

# 未来につなげる 終身保険 v2

通貨選択型一時払終身保険

## 契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット

(契約概要／注意喚起情報)

告知ありタイプ 基本コース／特定疾病保障コース

告知なしタイプ 基本コース

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款

設計書

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

### 金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客様の他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客様の「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

### くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様とマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客様からのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

コールセンター 0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

### 契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」は、お申込みに際しての重要な事項を、次の書面に分類してご説明しています。

契約概要

注意喚起情報

契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。



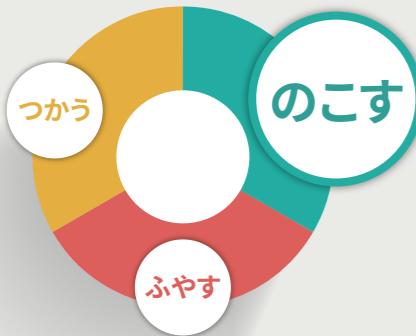
この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

募集代理店

引受保険会社





## 資産を「のこす」こと、あなたはどのように準備されていますか？

例えば、下記の金融商品だと…

### 預貯金

- 分割が容易です。また、手軽に準備できます。
- 万一の際、のこされたご家族が預貯金を引き出すには所定の手続きが必要になります。

### 有価証券

- ふやしてのこせる期待が持てます。
- 万一の時に、資産が減少している可能性があります。

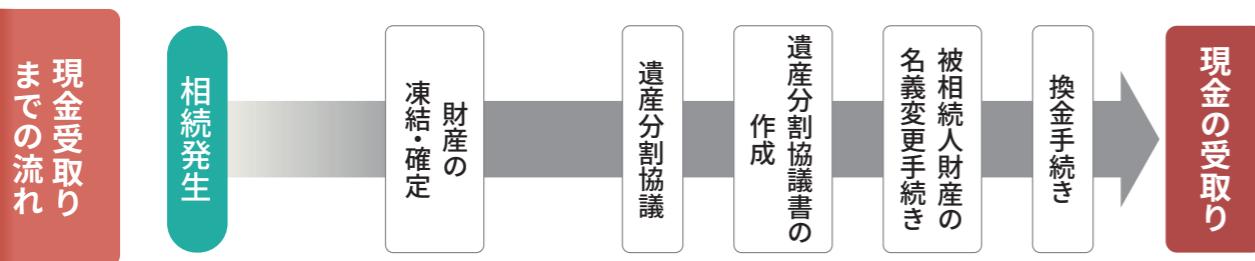
### 生命保険

- 万一の保障を確保することで、資産をのこせます。
- 告知や診査等で契約ができない場合があります。

※上記はあくまでイメージであり、のこし方について各資産の優劣を表したものではありません。

## 「万一の場合」その後のこと…

亡くなった方(被相続人)名義の金融資産は、次の手続きが終わるまで凍結されます。



また、相続が発生すると、次の手続きを行います。

※相続税の納付期限は、被相続人の死亡を知った日の翌日から原則10ヶ月以内です。



※民法改正により、被相続人の預貯金を一定額まで戻しできる制度があります。  
相続や遺産分割等については、弁護士等の専門家にご相談ください。

将来、万一のことがあった場合に訪れる相続。

のこされたご家族に、スムーズに資産を引き継ぐためには、元気なうちから準備する必要があります。

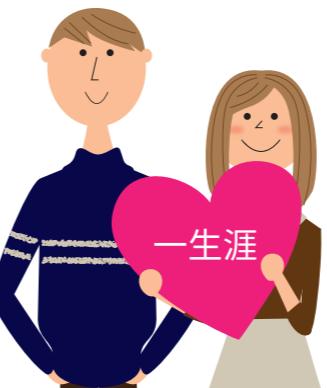


スムーズにのこすために「終身保険」がお役に立てます。

1

### 一生涯の保障

万一の保障が一生涯続きます。



2

### スムーズに渡す

あらかじめ指定した保険金受取人に、のこしたい金額をスムーズに渡せます。  
〔活用方法の一例〕相続税の納税資金

保険金受取人からの  
保険金請求書類が保険会社に到着  
原則5営業日以内  
死亡保険金のお支払い

3

### 保険金の非課税限度額

相続人が受取る死亡保険金のうち、  
非課税限度額までは  
相続税の課税対象になりません。

相続税法第12条  
「保険金の非課税限度額」

500万円 × 法定相続人数

※「保険金の非課税限度額」の適用には、  
所定の条件を満たす必要があります。

終身保険にもさまざまな  
種類がありますが、  
選択した通貨建でふやしてのこせる  
「一時払終身保険」を  
検討されてみませんか？



※税務上の取扱いは、2024年11月現在の内容であり、  
今後変更される可能性があります。  
個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

# えらべるタイプとコース

この保険は、通貨をえらんで万一のあなたのニーズにあわせてタイプと※お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

保障を確保します。  
コースを選択できます。  
せん。

契約通貨



円



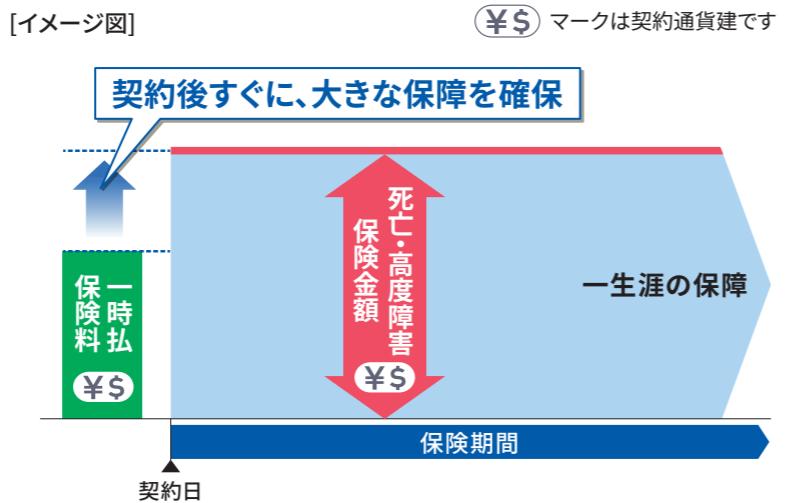
米ドル



豪ドル

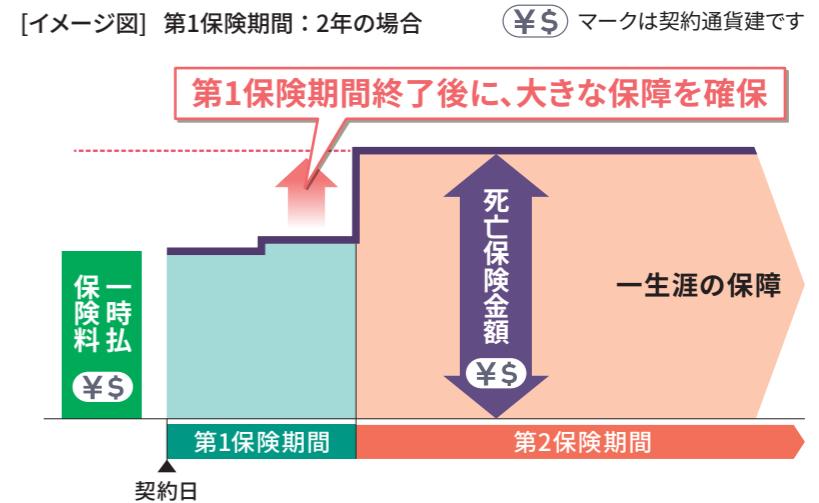
## 告知ありタイプ

健康状態等の告知をすることで、  
契約後すぐに、一時払保険料より  
大きな保障が確保できます。  
死亡保障に加え、高度障害保障が  
一生涯続きます。



## 告知なしタイプ

健康状態等の告知なしで、第1保険期間終了後に、大きな保障が確保できます。  
契約時に第1保険期間を選択します。  
第1保険期間中の死亡保険金額は、毎年一定の割合で増加します。



※被保険者が入院中の場合等、ご契約いただけない場合があります。

その他、マニュライフ生命で得た情報をもとに総合的に判断します。

※「告知なしタイプ」は、高度障害に対する保障はありません。

		死亡保障		高度障害の保障	特定疾患の保障
		契約後すぐに大きな保障を確保	第1保険期間終了後に大きな保障を確保		
のこす	基本コース 万一の保障を確保したい方	告知ありタイプ <span style="color: #00AEEF;">参照 P.5</span>	●	—	●
		告知なしタイプ <span style="color: #00AEEF;">参照 P.7</span>	—	●	—
そなえる	特定疾病保障コース ガン等の病気にも備えたい方	告知ありタイプ <span style="color: #00AEEF;">参照 P.9</span>	●	—	●

- ① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク



契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。  
また、市場価格調整適用期間\*中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を反映させます（市場価格調整）。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

\*次のいずれか短い期間です。

・契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間

・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

- ② 為替リスク

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

たとえば、契約通貨建の死亡保険金・高度障害保険金を円に換算した場合、為替レートによってはお払込みいただいた金額の円換算額（円でお払込みいただいた場合はその金額）を下回り、元本割れすることがあります。

参照 P.34「この保険にかかる費用」および P.37「この保険のリスク」をご覧ください。

死亡・高度障害に対する保障は  
**契約時から  
一時払保険料を  
上回ります。**

一時払保険料より高い基本保険金額が、  
契約時から一生涯にわたって  
保証されています。

### Point 1



大切なご家族に

**円でふやして のこせます。  
外貨でふやして のこせます。**

- 契約通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかからお選びいただけます。一時払保険料の支払いは、契約通貨で金等のお支払いは、契約通貨で
- 契約通貨が、米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を契約通貨と異なる通貨から選択できます。

### Point 2



わかりやすい

**簡単な告知で  
お申込みできます。**

※ 基本保険金額と一時払保険料との差額によっては、次の手続きが必要となります。

- ・ 医師による診査や健康診断書等のご提出
- ・ 告知書による告知



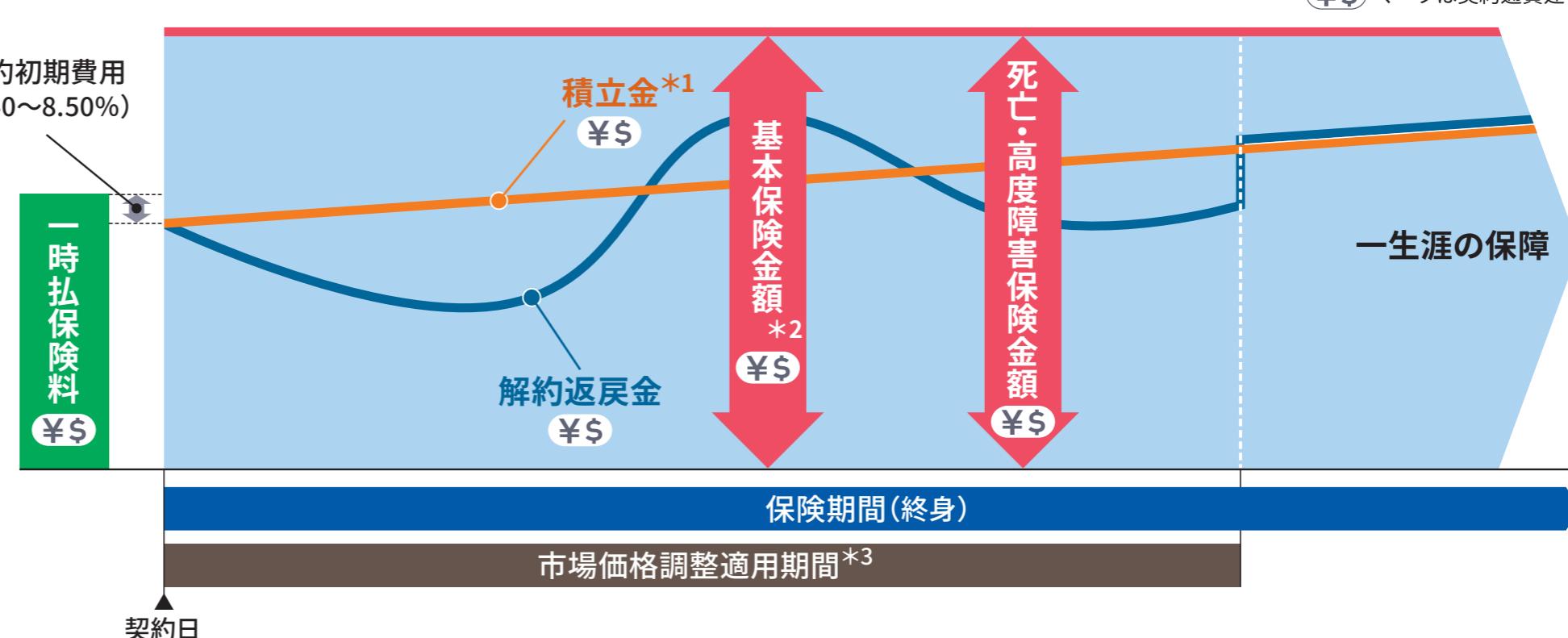
### Point 3

#### 健康状態等の 告知が必要

保険料の払込通貨	契約通貨 <b>¥\$</b>
円	円
円 ユーロ 米ドル 豪ドル	米ドル 豪ドル
ニュージーランドドル	

被保険者の契約年齢範囲：30～90歳

[イメージ図]



\*1 積立金は、一時払保険料から契約日に適用される積立利率で運用します。

\*2 基本保険金額は、死亡・高度障害保険金を支払う際に基準となる契約日の積立利率、被保険者の契約マニュライフ生命の定める方法で計算されます。

契約初期費用を差し引いた金額です。率で運用します。

障害保険金を支払う際に基準となる契約日の積立利率、被保険者の契約マニュライフ生命の定める方法で計算されます。

\*3 次のいずれか短い期間です。

- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過するまでの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

※ お申込み後にタイプとコースの変更はできません。  
※ 具体的な金額は、「設計書」をご覧ください。

第1保険期間は  
5つの期間から  
選択できます。

- 第1保険期間は、次のいずれかから選べます。

2年・3年・5年・7年・10年

- 第1保険期間では、契約日の1年後から一時払保険料に対し一定の割合で死亡保障が毎年増加します。

※ 契約後に、第1保険期間の変更はできません。

### Point 1

死亡保障は  
**第1保険期間終了 後から  
大きく増加します。**

- 第1保険期間の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金額が大きくなります。
- 第2保険期間中に万一のことがあった場合、基本保険金額と解約返戻金額のいずれか大きい金額を、死亡保障としてお受取りいただけます。

### Point 2



大切なご家族に  
**円でふやしてのこせます。  
外貨でふやしてのこせます。**

- 契約通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。一時払保険料のお払込みおよび保険金等のお支払いは、契約通貨で行います。
- 契約通貨が、米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を契約通貨と異なる通貨から選択できます。



### お申込みに 告知が不要

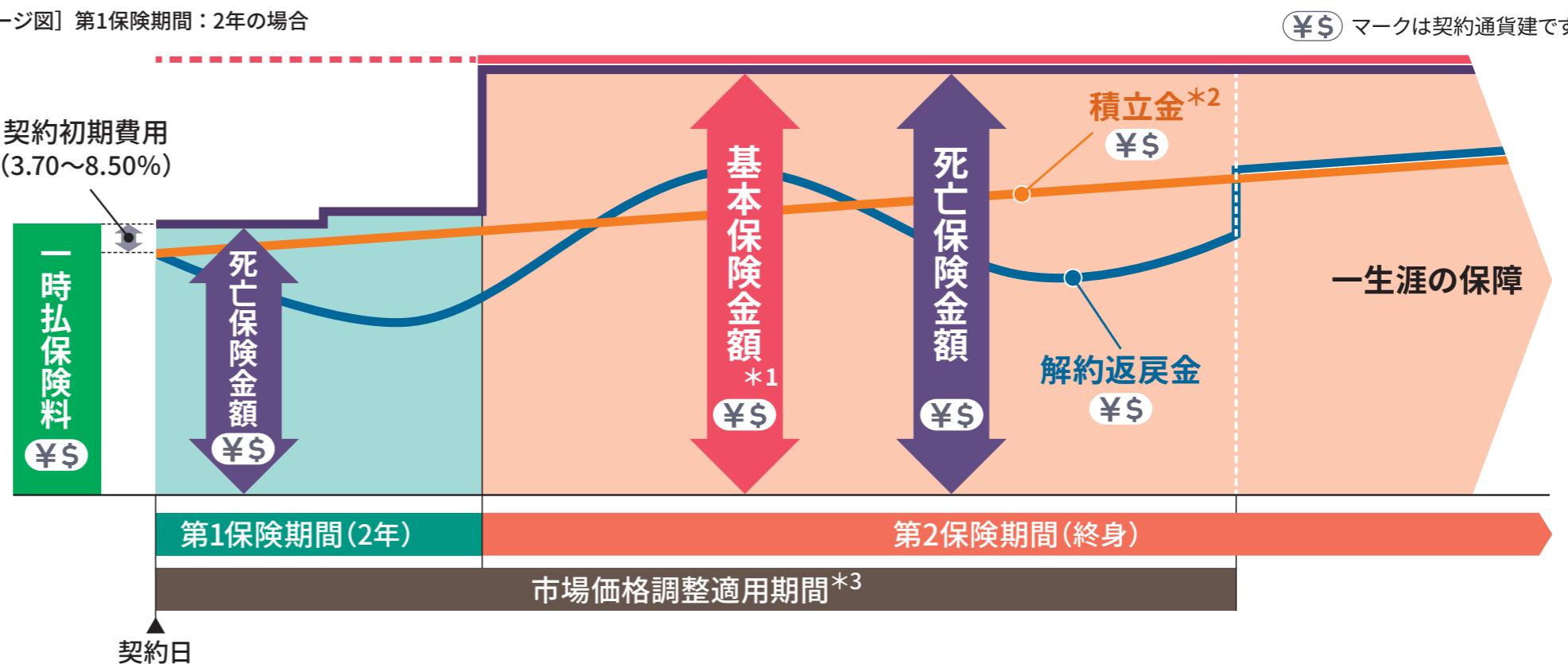
保険料の払込通貨	契約通貨 <b>¥\$</b>
円	円
円 ユーロ 米ドル 豪ドル	米ドル ニュージーランドドル 豪ドル

被保険者の契約年齢範囲：30～90歳

第1保険期間により契約年齢範囲が異なります。

第1保険期間	2年	3年	5年
契約年齢	30～90歳	30～80歳	30～75歳
第1保険期間	7年	10年	
契約年齢	30～70歳	30～60歳	

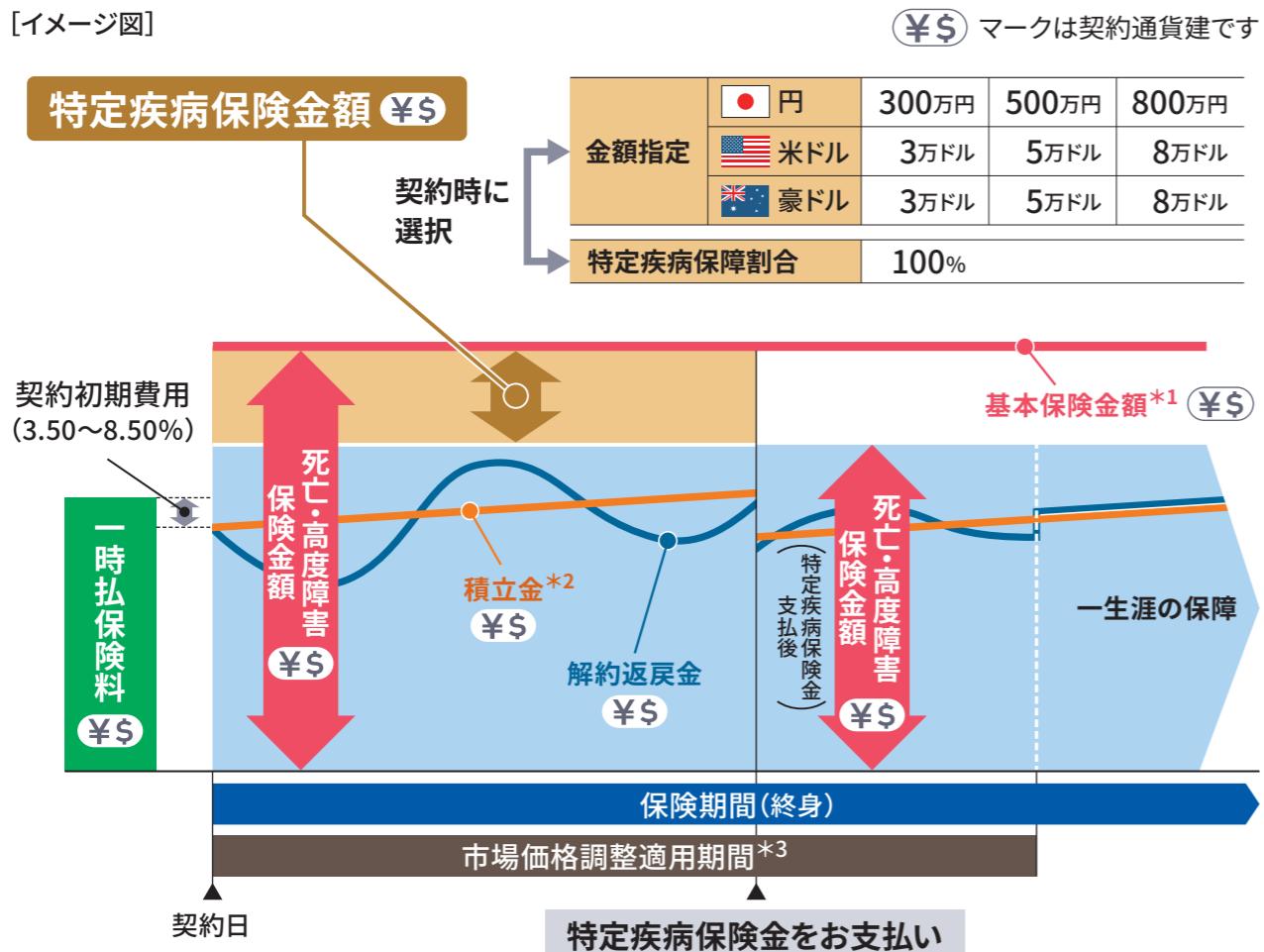
[イメージ図] 第1保険期間：2年の場合



特定疾病で所定の状態になったとき、特定疾病保険金をお支払いします。  
治療費への充当などに活用いただけます。

## ガン等の病気に備える

契約時に、特定疾病保険金額の金額指定または特定疾病保障割合を選択いただけます。  
特定疾病的支払事由に該当した場合、特定疾病保険金を被保険者にお支払いします。  
特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が、  
死亡・高度障害保険金として一生涯継続します(特定疾病保障割合100%以外を選択された場合)。



\*1 基本保険金額は、死亡・高度障害保険金、特定疾病保険金を支払う際に基準となる金額です。  
一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢、性別、および特定疾病保険金額または特定疾病保障割合等に基づいて、マニュライフ生命の定める方法で計算されます。

\*2 積立金は、一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額です。契約日に適用される積立利率で運用します。

\*3 次のいずれか短い期間です。

- ・契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

\* イメージ図は特定疾病保障割合100%以外を選択された場合です。契約時に選択いただく特定疾病保険金の金額、または特定疾病保障割合によってイメージ図は異なります。

\* お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

\* 具体的な金額は、「[設計書](#)」をご覧ください。

被保険者の契約年齢範囲：30~80歳

## 対象となる特定疾病

特定疾病	支払事由
悪性新生物(ガン)*1	ガン責任開始日*2以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 急性心筋梗塞を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態*3が継続したと医師によって診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 脳卒中を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき

\*1 「上皮内ガン」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を除きます。

\*2 「ガン責任開始日」とは、この特則の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

\*3 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

- !
- ・ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、特定疾病保険金は支払われません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6ヵ月以内に契約者からお申出があったときは、ご契約は無効となります。
  - ・この特則は、初期抑制型死亡のみ保障特則とあわせて適用できません。
  - ・複数の特定疾患に該当しても、特定疾病保険金は重複してお支払いしません。
  - ・基本保険金額と特定疾病保険金額が同額(特定疾病保障割合100%)の場合は、特定疾病保険金をお支払いしたら、ご契約は消滅します。

参照 支払事由および保険金をお支払いできない場合については、

くわしくは「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#)」または「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

# 告知ありタイプ の告知と診査

## 告知・診査の種類と手続きの流れ

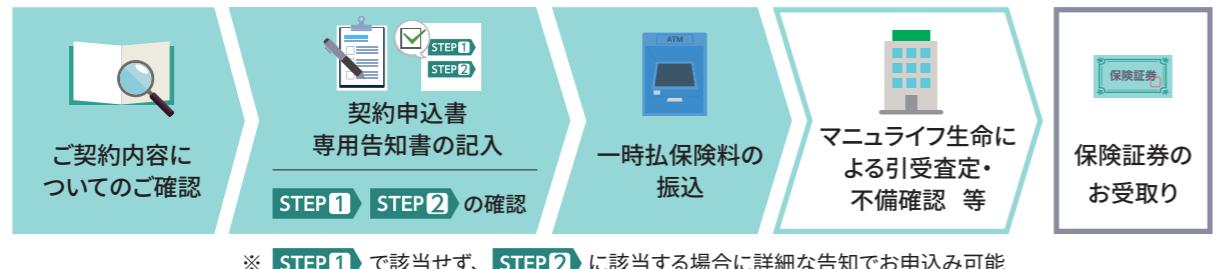
契約年齢等によって、お手続きの取扱いが異なります。

**また、告知書扱、健康診断書扱、医師扱では、それぞれ使用する告知書が異なります。**

### ● 告知書扱

ご提出いただく専用告知書の記入内容から引受査定を行います。

**特定疾病保障特則(24)を適用したご契約は、特定疾病に関する質問を追加した専用告知書となります。**



\* STEP1 で該当せず、STEP2 に該当する場合に詳細な告知でお申込み可能

### ● 健康診断書扱

ご提出いただく**告知書**の記入内容および

**健康診断結果票**または**人間ドック結果票**から引受査定を行います。



### ● 医師扱

マニュライフ生命の委託する**診査医**が記入した検診書および

**告知書**から引受査定を行います。



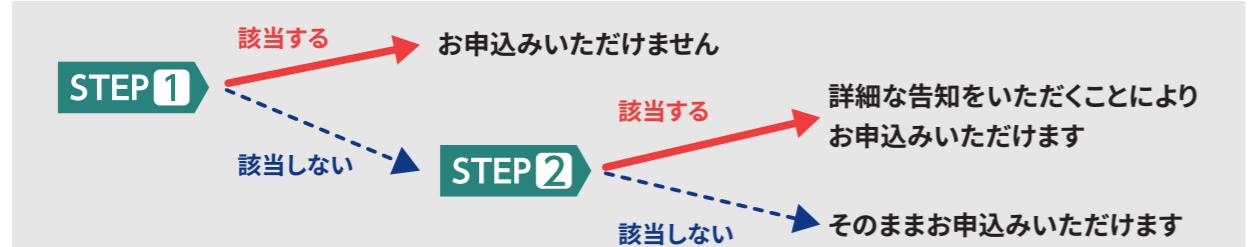
## 告知書扱による告知の手順

告知書扱の場合、STEP1に該当しなければお申込みできます。

STEP2に該当する場合には、詳細な告知でお申込みできます。

\***特定疾病保障特則(24)を適用したご契約では、STEP3についても告知が必要です。**

STEP3に該当する場合には、詳細な告知でお申込みできます。



告知ありタイプは、健康状態等  
被保険者さまご自身による告知  
その内容をもとにマニュライフ

について告知が必要です。  
または医師による診査を行っていただきます。  
生命がお引受けの査定を行います。

## 告知いただく事項

**STEP1 過去5年以内**に、次の病気で診察\*1・検査・治療・投薬を受けたことがあります。

がん	悪性新生物および上皮内がん ※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫等)は悪性新生物に含まれます。	
心臓の病気	狭心症・心筋こうそく・虚血性心疾患・心臓弁膜症・心筋症・心不全・心房細動および心房粗動	
脳・精神・神経の病気	脳卒中(脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血*)・もやもや病・てんかん・パーキンソン病・多発性硬化症・認知症・アルツハイマー病・統合失調症・双極性障害(躁うつ病)・うつ病・不安神経症・原発性筋障害(筋強直性障害・先天性ミオパチー・筋ジストロフィー)	
肺・気管支の病気	肺気腫・慢性気管支炎	消化器の病気 慢性肝炎・肝硬変・慢性肺炎
腎臓の病気	慢性腎炎・慢性腎不全・ネフローゼ	
その他	こうげん病・合併症(糖尿病性網膜症・神経障害・腎症)のある糖尿病およびインスリン治療を行っている糖尿病	

\*1 診察には、経過観察のための診察を含みます。

\*2 くも膜下出血については、外科的治療が行われ、後遺症がない場合は除きます。

**STEP2**

**最近3か月以内**に入院をしたこと、

または医師により入院・手術・検査\*3をすすめられたことがあります。

**A**

\*3 診断が確定している病気についての \*「検査をすすめられた」とは、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、定期的な検査は除きます。ただし、検査等を受けた結果、医師により異常を指摘されなかった場合は除きます。

**B**

**過去2年以内**に、病気やケガにより、**2週間以上**続けて入院したことがあります。

**C**

手・足・指の欠損または機能の障害あるいは言語・そしゃく機能の障害がある。  
または、**矯正後の**左右いずれかの視力が0.1未満である。

**STEP3 特定疾病保障コース(特定疾病保障特則(24)を適用したご契約)の場合**

**D 今まで**に、がん(悪性新生物および上皮内がん)で、

医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがあります。

※癌・肉腫・血液のがん(白血球・悪性リンパ腫など)は悪性新生物に含まれます。

**E 過去2年以内**に、健康診断(がん検診を含みます)・人間ドックを受けて、下記\*4の臓器・検査で

要再検査・要精密検査・要治療の指摘を受けたことがあります。

※ただし、再検査等を受けた結果、異常がなく、その後の診察・検査・治療・投薬が不要と診断された場合を除きます。

**F**

**過去2年以内**に、下記\*4の病気・症状(疑いを含みます)で、診察・検査を受けたこと、  
または医師により定期的な診察・検査を受けるよう指導されたことがあります。

\*4 上記のE、Fでご確認の対象となる臓器・検査・病気・症状(疑いを含みます)

臓器：脳、心臓、甲状腺、肺、食道、胃腸、肝臓、腎臓、すい臓、胆のう、前立腺、子宮、卵巢、乳房

検査：尿検査、血液検査、眼底・眼圧検査、便検査、超音波検査(エコー)、画像検査(X線・CT・MRI)

病気・症状(疑いを含みます)：ポリープ、しゅよう、クローバー病、かいよう性大腸炎、しゅりゅう、胸のしこり、異形成

告知項目にすべて当てはまらない場合でも、引受けの可否・条件については、マニュライフ生命で得た情報\*をもとに総合的に判断のうえ決定します。したがって、引受けできることや特別な条件をつけて引受けすることができます。

\* 健康状態、職業、体格、マニュライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等

# 生命保険の活用

ご家族の未来につなげる大切な資産を「ふやして のこして あげたい」  
その想いにお応えします。

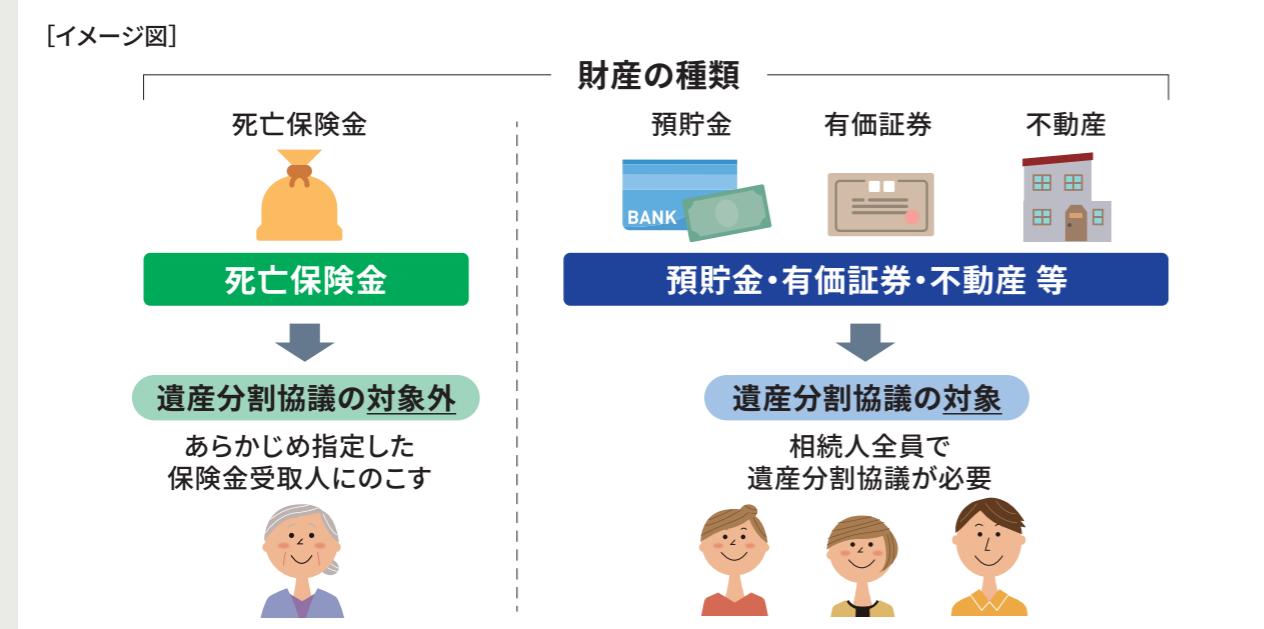
## 生命保険であれば、 お金に名前をつけてのこせます

生命保険の死亡保険金は受取人の固有財産となり、

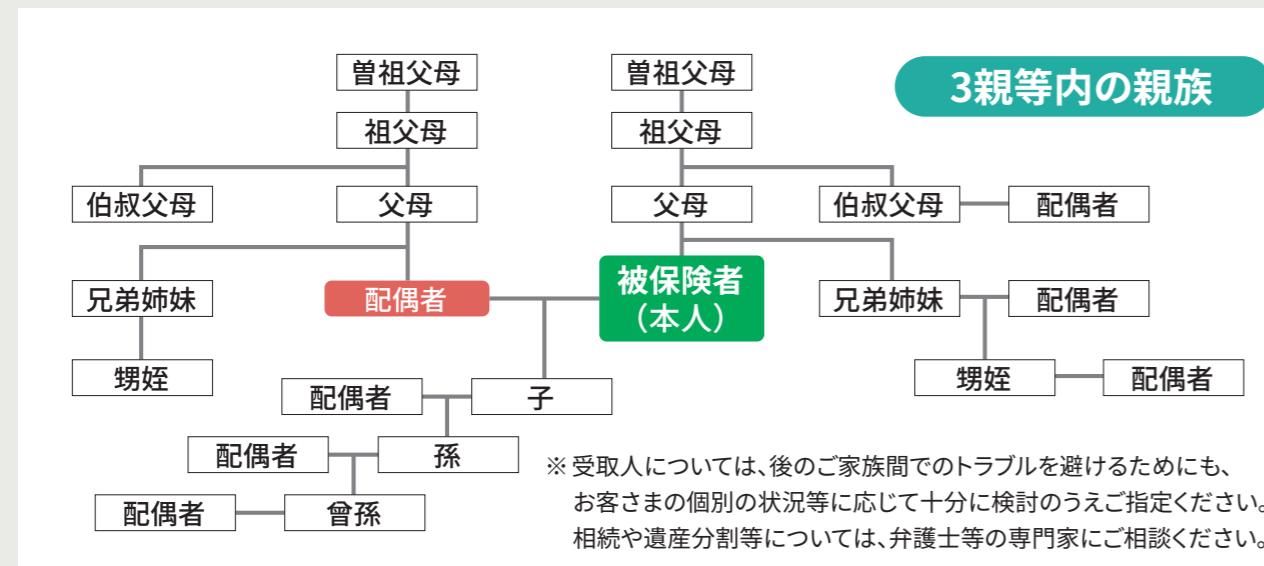
原則として遺産分割協議の対象外\*となります。

そのため、万一の場合あらかじめ指定された保険金受取人に現金をのこせます。

\*相続人の間で著しい不公平がある場合、受取人の固有財産とみなされない場合があります。

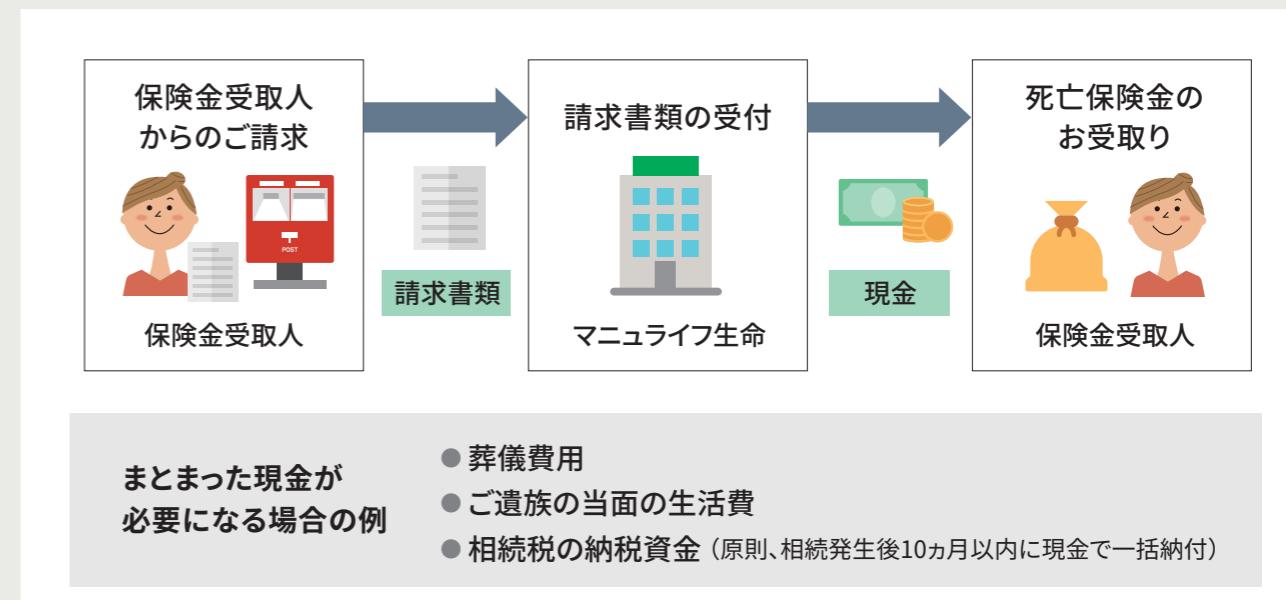


## 「未来につなげる終身保険v2」の 死亡保険金受取人の指定範囲



## スムーズに現金化できます

あらかじめ保険金受取人を決めておくことで、  
当面のご家族の生活費や納税資金等をすみやかに準備できます。

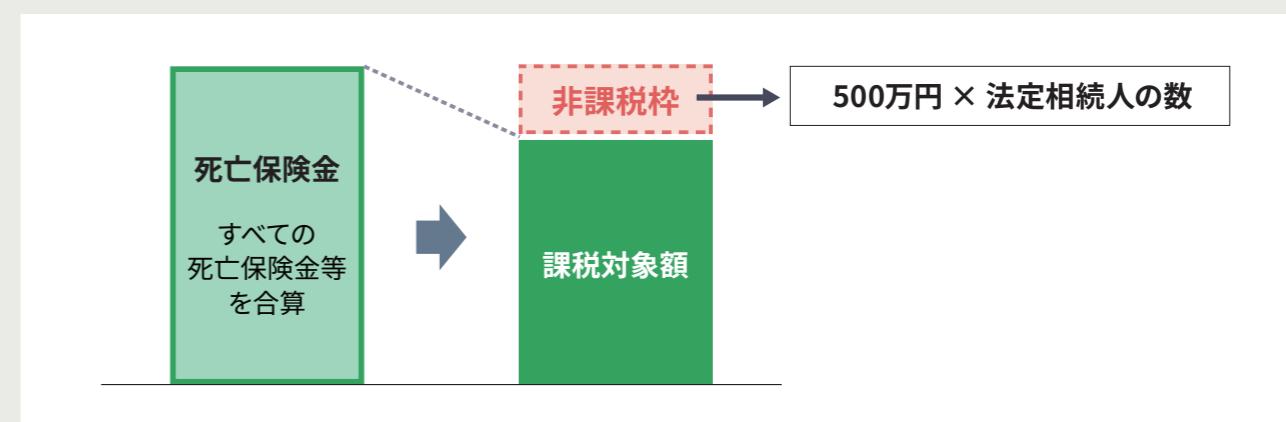


## 死亡保険金には、 相続税の非課税枠があります

契約者と被保険者が同一の場合、死亡保険金は相続税の課税対象となります。

保険金受取人が法定相続人(配偶者・子等)の場合は、

「死亡保険金の非課税枠」の適用により、相続税を軽減できます。



※「死生存保険金の非課税枠」の適用には、所定の条件を満たす必要があります(相続税法第12条)。

※死生存保険金には、他の保険会社で契約している保険商品の死生存保険金等を含みます。

※税務上の取扱いは、2024年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。

個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

# ○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。  
記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。  
支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

## INDEX

	ページ
① 引受保険会社	P.16
② この保険の特徴としくみ	P.16
③ 積立利率	P.20
④ 保障内容	P.21
⑤ 主な特約・特則	P.24
⑥ 契約者配当金	P.27
⑦ 解約返戻金	P.28
⑧ 諸費用	P.30
⑨ 引受条件	P.31

## ① 引受保険会社

商 号：マニュライフ生命保険株式会社  
本社 所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階  
連 絡 先：コールセンター TEL: **0120-063-730**  
ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

## ② この保険の特徴としくみ

- この保険の名称(正式名称)は、通貨選択型一時払終身保険です。
- この保険は、一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金として、契約時に選択した通貨(契約通貨)および契約年齢に応じた積立利率で運用する終身保険です。
- 健康状態等の告知を行い、死亡・高度障害保障が契約後すぐに一時払保険料を上回る「告知ありタイプ」と、健康状態等の告知なしで第1保険期間終了後に死亡保障が大きく増加する「告知なしタイプ」から選択いただきます。

### 告知ありタイプ

初期抑制型死亡のみ保障特則を適用しない場合のご契約です。

### 告知なしタイプ

初期抑制型死亡のみ保障特則を適用する場合のご契約です。

※契約後は、タイプの変更はできません。

- 契約時に、契約通貨を次のいずれかから選択いただきます。



※契約後は、契約通貨の変更はできません。

- 一時払保険料や保険金等の金銭の授受は、契約通貨で行います。
- 基本保険金額は、保険金をお支払いする場合に基準となる金額のこと、次の要素等に基づいて、マニュライフ生命の定める方法で計算されます。

- 被保険者の契約年齢、性別
- 一時払保険料
- 契約日の積立利率
- 第1保険期間(告知なしタイプのみ)
- 特定疾病保険金額または特定疾病保障割合(特定疾病保障コースのみ)

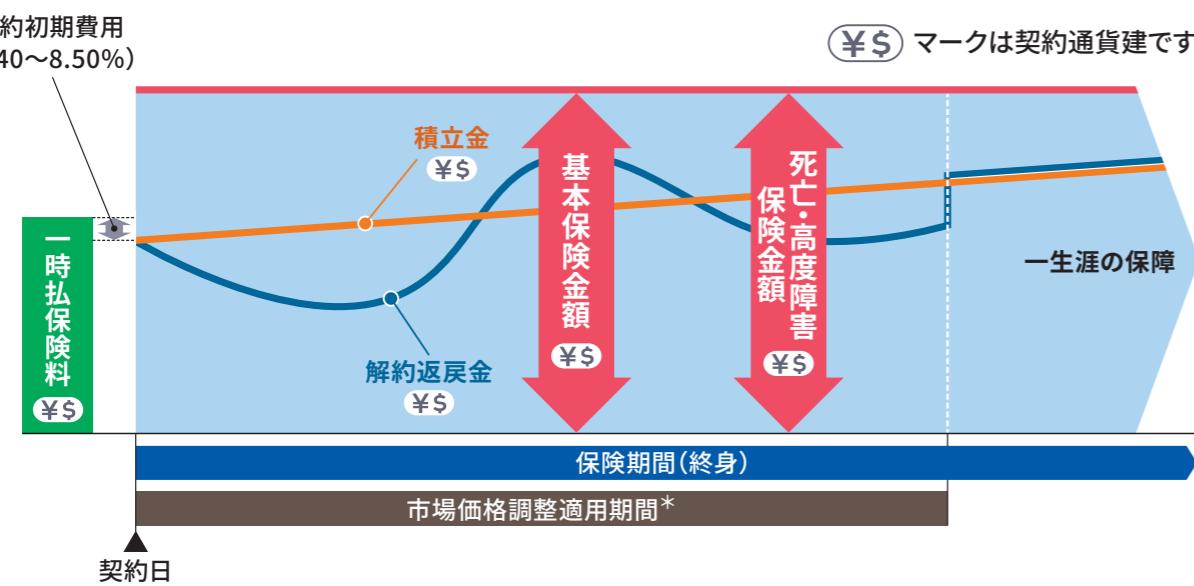
- 契約者が法人の場合、契約日から10年以内は、法人から個人への契約者変更ができません。

次のページへ続く ➔

## 告知ありタイプ

- 被保険者が死亡した場合、または所定の高度障害状態に該当した場合に、保険金をお支払いします。
- 一時払保険料よりも高い基本保険金額を、契約時から一生涯にわたって保証します。
- 告知ありタイプは、次の2つのコースから選択できます。契約後は、コースの変更はできません。
  - ・**基本コース**
  - ・**特定疾病保障コース** (特定疾病保障特則(24)を適用し特定疾病の保障を追加できます)
- 特定疾病保障特則(24)を適用する場合、特定疾病による支払事由に該当した際に特定疾病保険金を支払います。  
特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が死亡・高度障害保険金として一生涯継続します。  
ただし、特定疾病保険金額が基本保険金額と同額の場合、契約は消滅します。

[イメージ図] 基本コース



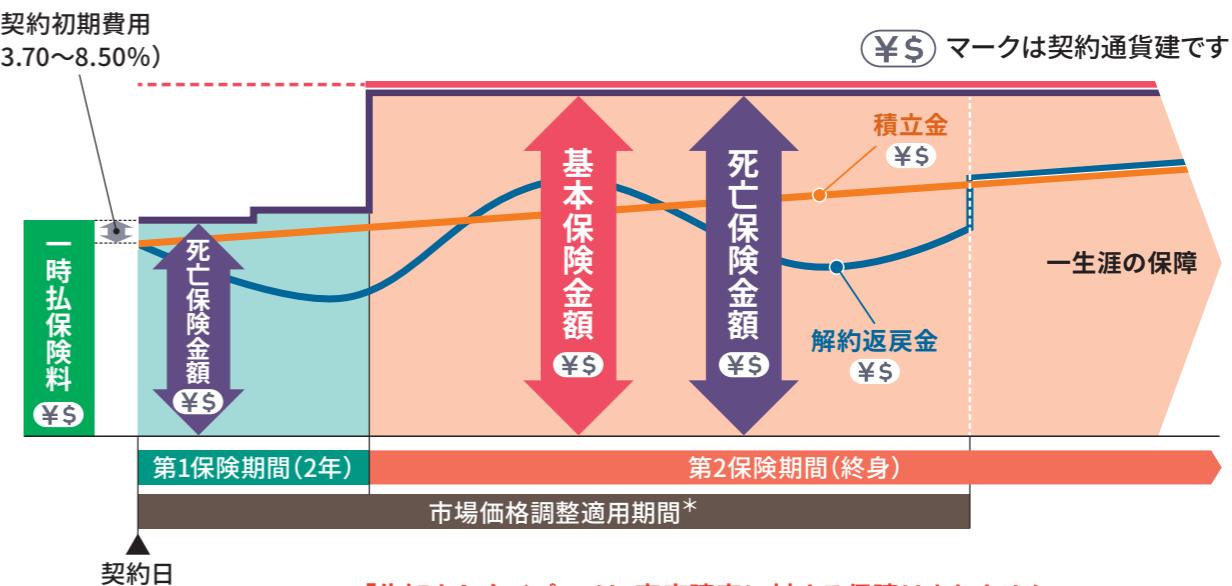
\*次のいずれか短い期間です。  
 ・契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間  
 ・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

## 告知なしタイプ

「初期抑制型死亡のみ保障特則」を適用したご契約

- 被保険者が死亡した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険期間を第1保険期間と第2保険期間に区分し、第1保険期間の保険金額を抑えることで、第2保険期間の保険金額が大きくなります。
- 死亡保険金額は、第1保険期間では一時払保険料に対し一定の割合で毎年増加します。また、第1保険期間経過後は基本保険金額まで増加し、この金額を保険金として最低保証します。
- 告知なしタイプは、基本コースのみとなります。
- 第1保険期間は、2年・3年・5年・7年・10年から選択できます。

[イメージ図] 基本コース 第1保険期間：2年の場合



※「告知なしタイプ」では、高度障害に対する保障はありません。  
 \*次のいずれか短い期間です。  
 ・契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間  
 ・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間



- 契約後に、第1保険期間を変更することはできません。
- 「初期抑制型死亡のみ保障特則」を単独で解約することはできません。
- この保険が消滅する場合、「初期抑制型死亡のみ保障特則」も消滅します。

次のページへ続く ➔

## この保険のリスク



### ① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

### ② 為替リスク

契約通貨が次のとき：米ドル 豪ドル

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

## 3 積立利率

- 積立利率とは、積立金に適用される利率です。
  - 積立利率は、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。
  - 契約通貨および契約年齢、特則の有無等により、設定する積立利率は異なります。
  - 積立利率は、マニュライフ生命の定める所定の指標金利(マニュライフ生命が定める期間の平均値)に、-1.0%から2.5%を増減<sup>\*1</sup>させた範囲内でマニュライフ生命が定めた利率から、保険契約の締結・維持に必要な費用を差し引いた利率となります。
- \*1 次を考慮して設定します。
- ・指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差
  - ・運用資産の金利リスク等
- 指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
円	残存期間10年の日本国債の流通利回り
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR <sup>*2</sup> )
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

\*2 SOFR(ソファ)：「Secured Overnight Financing Rate」の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。  
※ 使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

- 積立金の計算の際に次の費用を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。

- ・ 告知ありタイプ  
〔基本コース〕  
死亡保障および高度障害保障に必要な費用(保険関係費)  
〔特定疾病保障コース〕  
死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用(保険関係費)
- ・ 告知なしタイプ  
〔基本コース〕  
死亡保障に必要な費用(保険関係費)

- 積立利率は、マニュライフ生命が定めた利率から、**保険契約の締結・維持に必要な費用(保険関係費)**をあらかじめ差し引いて設定します。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

参照 ご契約に適用する積立利率および実質的な利回り(年複利)は、「[設計書](#)」で確認できます。

参照 最新の積立利率は、「[設計書](#)」または[マニュライフ生命ホームページ](#)をご覧ください。

4

## 保障内容

被保険者が責任開始期以後に支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。  
保険金をお支払いした場合、契約は消滅します。

特定疾病保障コースのみ、特定疾病保険金を支払った後も、契約は継続します。  
ただし、特定疾病保険金額が基本保険金額と同額の場合、契約は消滅します。

### 告知ありタイプ

#### 基本コース

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ① 基本保険金額 ② 解約返戻金額	死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態 <sup>*1</sup> に該当されたとき	被保険者 <sup>*2</sup>	

#### 特定疾病保障コース

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ① 保険金額 <sup>*3</sup> ② 解約返戻金額	死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態 <sup>*1</sup> に該当されたとき	被保険者 <sup>*2</sup>	
特定疾病保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ① 特定疾病保険金額 ② 特定疾病保険金部分の解約返戻金額	所定の特定疾病的状態 <sup>*4</sup> に該当されたとき	被保険者 <sup>*2</sup>

#### 特定疾病保険金の対象となる特定疾病

特定疾病	支払事由
悪性新生物(ガン)	ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 急性心筋梗塞を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 脳卒中を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき

※「上皮内ガン」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を除きます。

※「ガン責任開始日」とは、この特則の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

次のページへ続く ➔

\*1 くわしくは、「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

\*2 契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金、特定疾病保険金の受取人は契約者とします。

\*3 特定疾病保険金のお支払い前は基本保険金額、特定疾病保険金のお支払い後は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額となります。

\*4 次ページ右上「特定疾病保険金の対象となる特定疾病」をご覧ください。

## 告知なしタイプ

## 基本コース

## 【第1保険期間】

保険金	支払金額 <sup>*1</sup>	支払事由	受取人
死亡保険金	一時払保険料相当額 <sup>*2</sup> × (100%+遜増率 <sup>*3</sup> ×契約日からの経過年数 <sup>*4</sup> )	第1保険期間 に死亡された とき	死亡保険金 受取人

## 【第2保険期間】

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における 次のいずれか大きい金額 ① 基本保険金額 ② 解約返戻金額	第2保険期間 に死亡された とき	死亡保険金 受取人

\*1 解約返戻金額が支払金額の算式の金額を超える場合は、解約返戻金額をお支払いします。

\*2 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額

\*3 遜増率は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりです。

・60歳以下：1.50% ・61歳以上 70歳以下：1.00% ・71歳以上 80歳以下：0.50% ・81歳以上：0.20%

\*4 1年未満は切捨て

参照 保険金の試算額等は、最新の「設計書」をご覧ください。

参照 保険金をお支払いできない場合については、  
「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

## 5

## 主な特約・特則

参照 くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

## 保険料の払込通貨に関する特約

契約通貨が次のとき： 米ドル  豪ドル

- 保険料円入金特約B型
- 保険料米ドル入金特約B型
- 保険料ユーロ入金特約B型
- 保険料豪ドル入金特約B型
- 保険料ニュージーランドドル入金特約B型

- 保険料を契約通貨(米ドル・豪ドル)と異なる通貨でお払込みいただける特約です。
- 契約通貨と異なる通貨でお払込みいただいた保険料相当額は、下表の換算基準日の為替レートで契約通貨建の保険料に換算します。

対象	換算基準日
保険料	マニュライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領する日

※ 契約通貨建の保険料に換算する為替レートは、マニュライフ生命の定める為替レートです。

※ マニュライフ生命の定める為替レートは、営業日毎に変動し、換算基準日の為替レートが適用されます。

マニュライフ生命へ着金する日(換算基準日)を金融機関にご確認のうえ、送金ください。

※ これらの特約は、重ねて付加(複数の通貨でのお払込み)できません。

次のページへ続く 

## 円支払特約B型

契約通貨が次のとき：米ドル 豪ドル

- 外貨建の保険金等を下表の換算基準日の為替レートで円に換算し、円でお受取りいただける特約です。
- 保険金等のご請求の際に、その受取人の申し出により付加できます。

### 告知ありタイプ

対象	換算基準日
死亡保険金	
高度障害保険金	
解約返戻金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付けた日*の翌営業日
リビング・ニーズ特約の特約保険金	
特定疾病保障特則(24)の特定疾病保険金	

### 告知なしタイプ

対象	換算基準日
死亡保険金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付けた日*の翌営業日
解約返戻金	

\*書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュライフ生命が受けた日

※円に換算する為替レートは、マニュライフ生命の定める為替レートです。

※この特約を付加して外貨建の保険金等を円で受取る場合、換算基準日における為替レートにより円に換算した金額が、契約時の為替レートにより一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

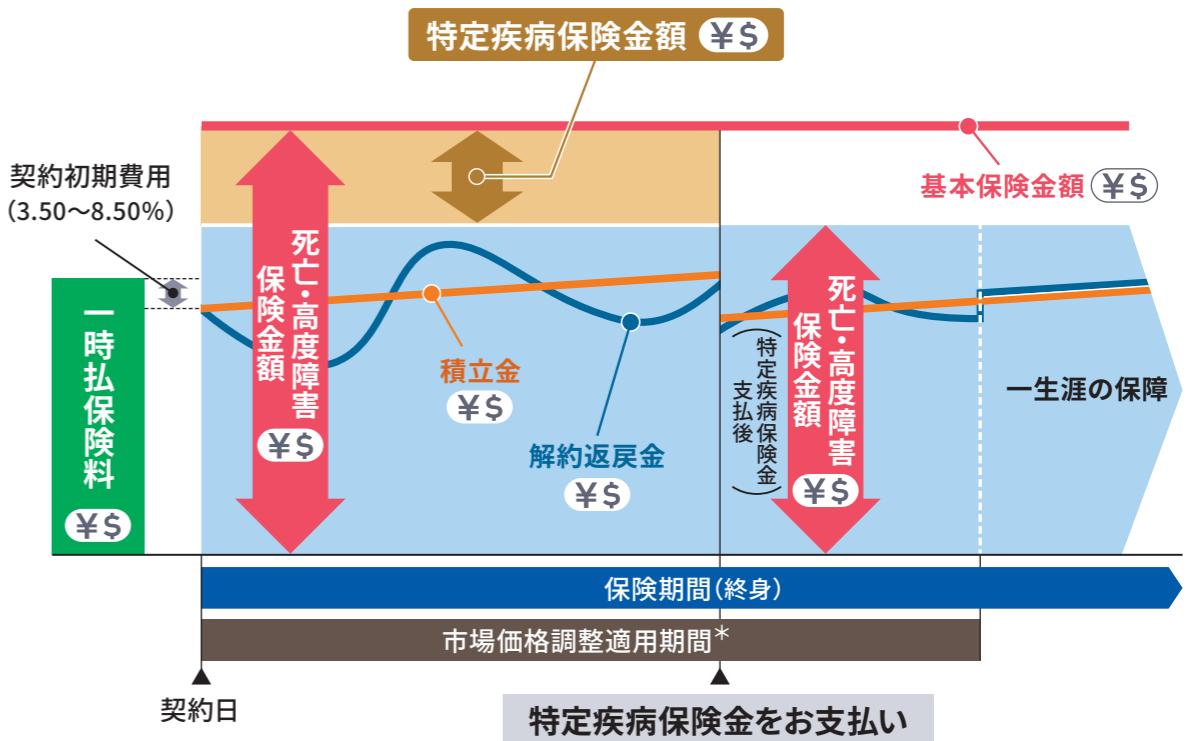
## 特定疾病保障特則(24)

### 告知ありタイプ

- 特定疾病による支払事由に該当した際、特定疾病保険金を被保険者に支払う特則です。
  - 特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が死亡・高度障害保険金として生涯継続します。
- ただし、特定疾病保険金額が基本保険金額と同額の場合、契約は消滅します。

[イメージ図] 特定疾病保障コース 特定疾病保障特則(24)を適用  
特定疾病保障割合100%以外の場合

(¥\$) マークは契約通貨建です



\*次のいずれか短い期間です。

- ・契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

※複数の特定疾病に該当しても、特定疾病保険金は重複してお支払いしません。

※初期抑制型死亡のみ保障特則とあわせて適用できません。

※この特則は契約の途中で適用できません。

※「特定疾病保障特則(24)」を単独で解約はできません。

※ご契約が消滅する場合、「特定疾病保障特則(24)」も消滅します。

次のページへ続く ➔

## リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6か月以内と判断された場合、マニュライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

※死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※死亡保険金の一部を特約保険金としてお支払いした場合、基本保険金額は減額されたものとみなします。

※告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

## 指定代理請求特約

- 被保険者が受取人になる保険金（高度障害保険金、特定疾病保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金）について、被保険者ご自身がご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。

※契約者は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定できます。

※告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

6

## 契約者配当金

- この保険には、契約者配当金はありません。

7

## 解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かって、ご契約の解約、基本保険金額の減額ができます。その場合、解約返戻金を支払います。

- 解約した場合、ご契約は消滅します。

- 基本コースで、基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。

特定疾病保障コースで、特定疾病保険金額を指定し、基本保険金額の減額をした場合、基本保険金額と同じ割合で特定疾病保険金額も減額されます。

- ご契約を解約・減額される時期によって、解約返戻金額の計算方法が異なります。

[ 市場価格調整適用期間<sup>\*1</sup>中の解約返戻金額 ]

解約返戻金額 =

解約計算基準日・減額計算基準日<sup>\*2</sup>の積立金額<sup>\*3</sup> × 市場価格調整率

[ 市場価格調整適用期間経過後の解約返戻金額 ]

解約返戻金額 =

解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額

\*1 次のいずれか短い期間です。

- ・契約日からその日を含めて20年を経過するまでの期間
- ・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

\*2 マニュライフ生命が解約・減額の請求書類を受けた日。ただし、書類の提出以外の方法（マニュライフ生命の定める方法に限りません）により請求を行った場合は、請求をマニュライフ生命が受けた日

\*3 減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額

次のページへ続く ➔

## 市場価格調整率

- 運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{\ast 1}}{1 + \text{解約計算基準日・減額計算基準日 + 会社の定める市場価格調整用利率}^{\ast 2} + \text{調整率}^{\ast 3}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{\ast 4}}{12}}$$

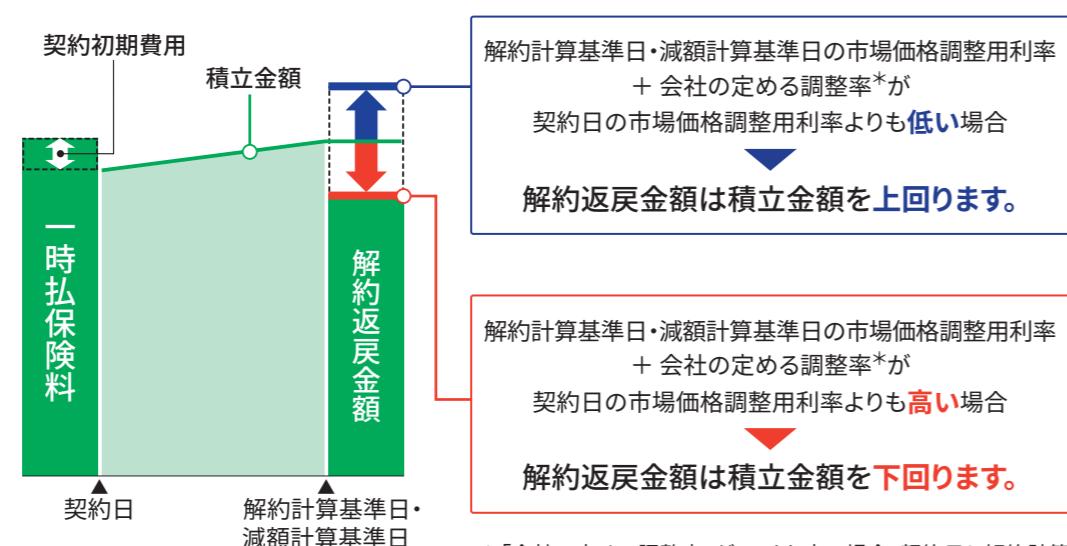
**\*1** 契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。

**\*2** 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。

**\*3** 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニュライフ生命が定めた率です。

**\*4** 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）×0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

[イメージ図] 市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ



\*「会社の定める調整率」が0%より高い場合、契約日と解約計算基準日・減額計算基準日の市場価格調整用利率が同じ場合であっても解約返戻金額は積立金額を下回ります。なお、この場合、契約日からの経過年数が短い（残存月数が長い）ほど解約返戻金は大きく減少します。

## ご参考 | ご契約を解約した場合の市場価格調整率の例

### 前提条件

- タイプ：告知ありタイプ ●コース：基本コース
- 契約通貨：米ドル ●契約年齢・性別：60歳・男性
- 契約日の積立利率：年4.00% ●契約日の市場価格調整用利率：年3.50%
- 解約計算基準日の市場価格調整用利率：年4.50%
- 会社の定める調整率：0.00% ●市場価格調整適用期間：20年

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年
市場価格調整率	79.49%	80.02%	80.57%	81.11%	81.66%
契約日からの経過年数	10年	15年	19年		
市場価格調整率	84.47%	87.37%	89.76%		

※20年経過後は、市場価格調整を適用しません。

※例示の市場価格調整率は、毎年の契約応当日を解約計算基準日とした場合の率です。

※2025年5月現在、会社の定める調整率は、0.00%です。将来変更されることがあります。

参照 解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」をご覧ください。

## 8 諸費用

- この保険にかかる費用は、次の合計額となります。

契約初期費用

保険関係費

- そのほか、契約通貨として外貨（米ドル・豪ドル）を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

参照 P.34「この保険にかかる費用」をご覧ください。

9

## 引受条件

被保険者の契約年齢 (満年齢)	<b>告知ありタイプ</b> 基本コース 30~90歳 特定疾病保障コース 30~80歳																							
	<b>告知なしタイプ</b> 第1保険期間により契約年齢範囲が異なります。																							
最低保険料と 保険料の単位 (契約通貨建)	<b>基本コース</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">第1保険期間</th> </tr> <tr> <th>2年</th><th>3年</th><th>5年</th><th>7年</th><th>10年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30~90歳</td><td>30~80歳</td><td>30~75歳</td><td>30~70歳</td><td>30~60歳</td></tr> </tbody> </table>					第1保険期間					2年	3年	5年	7年	10年	30~90歳	30~80歳	30~75歳	30~70歳	30~60歳				
第1保険期間																								
2年	3年	5年	7年	10年																				
30~90歳	30~80歳	30~75歳	30~70歳	30~60歳																				
保険料の払込通貨が 契約通貨と異なる場合の 通貨の取扱単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>円</th><th>米ドル</th><th>豪ドル</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円 (10,000円単位)</td><td>20,000米ドル (100米ドル単位)</td><td>20,000豪ドル (100豪ドル単位)</td></tr> </tbody> </table> <p>契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>円</th><th>米ドル</th><th>ユーロ</th><th>豪ドル</th><th>ニュージーランドドル</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円</td><td>100米ドル</td><td>100ユーロ</td><td>100豪ドル</td><td>100ニュージーランドドル</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが0.01米ドル、豪ドルのときが0.01豪ドルとなります。</p>					円	米ドル	豪ドル	200万円 (10,000円単位)	20,000米ドル (100米ドル単位)	20,000豪ドル (100豪ドル単位)	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル			
円	米ドル	豪ドル																						
200万円 (10,000円単位)	20,000米ドル (100米ドル単位)	20,000豪ドル (100豪ドル単位)																						
円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル																				
10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル																				
特定疾病保険金額の 指定	<p>[特定疾病保障特則(24)を適用したご契約]</p> <p>金額指定* または 特定疾病保障割合100%</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">契約時に 選択</td> <td rowspan="2">金額指定</td> <td> 円</td> <td>300万円</td> <td>500万円</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td> 米ドル</td> <td>3万ドル</td> <td>5万ドル</td> <td>8万ドル</td> </tr> <tr> <td> 豪ドル</td> <td>3万ドル</td> <td>5万ドル</td> <td>8万ドル</td> </tr> <tr> <td>特定疾病保障割合</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>*金額指定の場合は、特定疾病保険金部分以外の部分の保険金額は、基本保険金額の10%以上となるように、契約時に指定いただきます。契約締結後は変更できません。</p>					契約時に 選択	金額指定	 円	300万円	500万円	800万円	 米ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル	 豪ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル	特定疾病保障割合	100%			
契約時に 選択	金額指定	 円	300万円	500万円	800万円																			
		 米ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル																			
	 豪ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル																				
特定疾病保障割合	100%																							

最高基本保険金額	[基本コース] 20億円相当額
	[特定疾病保障コース] <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本保険金額 20億円相当額</li> <li>・特定疾病保険金額 2,000万円相当額*</li> </ul> <p>* 特定疾病保障特則(24)の通算</p>
保険料の払込方法	一時払のみ ※ マニュライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。
保険期間	終身

※ 契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

- ご契約の具体的な内容は、「契約申込書(情報端末を利用した場合は、お手続き画面)」にご記入いただきます。
- お申込みの際には、ご契約内容を以下でご確認ください。
  - ・契約概要(本書面)
  - ・契約申込書\*

\*情報端末を利用した場合、お手続き画面
- お申込みから契約日までの間に次の変更があった場合、**基本保険金額は変更されます。**
  - ・積立利率の変更：**変更後の積立利率が適用されます。**
  - ・年齢の変更：**変更後の年齢が契約年齢となります。**

したがって、**15日・月末・被保険者の誕生日の直前にお申込みの場合は十分にご注意ください。**

# □ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

## INDEX

ページ  
▼

この保険にかかる費用	P.34
この保険のリスク	P.37
1 この商品は生命保険です	P.38
2 クーリング・オフ制度	P.38
3 健康状態等の告知	P.40
4 保障の開始(責任開始期)	P.41
5 保険金をお支払いできない場合	P.42
6 解約・基本保険金額の減額	P.42
7 新たなご契約へ乗り換える場合	P.43
8 保険料を契約通貨と異なる通貨で払込む場合等のご留意事項	P.43
9 税務のお取扱い	P.44
10 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.47
11 保険金のお支払いに関するお手続き等	P.47
12 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口	P.48

## この保険にかかる費用

### 契約初期費用

契約日に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(契約初期費用)を控除します。契約初期費用は、契約年齢\*および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乘じた金額となります。

#### 告知ありタイプ

項目	契約年齢*	契約通貨	
		円	米ドル／豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 (契約初期費用)	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳～74歳	3.70%	4.70%
	75歳～79歳	3.60%	4.00%
	80歳～84歳	3.50%	3.90%
	85歳以上	3.40%	3.80%

\*年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。なお、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合100%以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。

#### 告知なしタイプ

項目	契約年齢	契約通貨	
		円	米ドル／豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 (契約初期費用)	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳以上	3.70%	5.00%

次のページへ続く →

## 保険関係費

### 告知ありタイプ

#### 〔基本コース〕

- **保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障および高度障害保障に必要な費用**

積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きります。また、積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

#### 〔特定疾病保障コース〕

- **保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用**

積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きります。また、積立金の計算に際して死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用を控除します。

### 告知なしタイプ

#### 〔基本コース〕

- **保険契約の締結・維持および死亡保障に必要な費用**

積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きります。また、積立金の計算に際して死亡保障に必要な費用を控除します。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

## 外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル

### 告知ありタイプ 告知なしタイプ

- **金融機関で通貨交換をされる場合**

外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

- **金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合**

一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

- **通貨交換に関する特約等を利用される場合**

「保険料米ドル入金特約B型」「保険料円入金特約B型」および「円支払特約B型」などの為替レートには為替手数料が含まれており、お客様のご負担となります。各為替レートは、マニュライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を基準として計算された為替レートです。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「保険料米ドル入金特約B型」などの 為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	
「保険料円入金特約B型」の 為替レート		契約通貨のTTM + 50銭
「円支払特約B型」の 為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※ 2025年5月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

次のページへ続く →

## この保険のリスク

### ① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を反映させます（市場価格調整）。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

### ② 為替リスク

契約通貨が次のとき： 米ドル  豪ドル

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

1

## この商品は生命保険です

- この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
**預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。**

2

## クーリング・オフ制度

**ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます。**

- 次のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

- ・申込書を記入していただいた日\*
- ・一時払保険料相当額をお払込みいただいた日

この場合、お払込みいただいた金額をお返しします。

\*情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申入手続きをいただいた日」をいいます。

- クーリング・オフのお申出をされた場合、お払込みいただいた金額を、マニュライフ生命に保険料としてお払込みいただいた通貨でお返しします。

したがって、契約通貨が外貨の場合、保険料円入金特約B型の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返しする通貨が異なります（保険料円入金特約B型を付加しない場合は、外貨でお返します）。

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
保険料円入金特約B型を付加する場合	円*1	円*3
保険料円入金特約B型を付加しない場合	外貨*2	外貨*4

\*1 保険料円入金特約B型の付加により所定の費用（通貨の換算に関する費用）が発生します。

\*2 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。

また、お客様の口座からマニュライフ生命が指定する口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

\*3 円でお払込みいただいた金額と同額をお返します。

\*4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、当時の資金が円の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、次の①～④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは**元本割れすることがあります**。

① 円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料

② 外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料

③ 送金および着金にかかる金融機関所定の手数料

④ 為替差損（益）

- 次の場合にはご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

- ・ **マニュライフ生命が指定する医師による診査を受けた場合**
- ・ **契約者が法人の場合 等**

次のページへ続く →

## クーリング・オフのお申出方法

次の事項をご記入のうえ<sup>\*1</sup>、マニュライフ生命の本社宛てに書面<sup>\*2</sup>によりお申出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]<sup>\*3</sup>
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

\*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

\*2 お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申出ください。

\*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。

口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

### 記入例

マニュライフ生命保険株式会社 御中

私は契約の申込みの撤回を行います。

契約者 ○○○○

申込番号 XXXXXXXXXX(11桁)

返金先口座 ○○銀行○○支店

普通△△△△△△△△ 口座名義人 ○○○○

申出日 △年△月△日

住所 東京都○○区○○町△一△一△

氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の  
送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2  
東京オペラシティタワー

マニュライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申出はできません。

**参照** クーリング・オフは、[マニュライフ生命ホームページ](http://www.manulife.co.jp)(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

## 3 健康状態等の告知

### 告知ありタイプ

契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。

事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、

ご契約または特約を解除することがあります。

● ご契約にあたっては、「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」でマニュライフ生命がおたずねする次の事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

・過去の傷病歴(傷病名・治療期間等) ・現在の健康状態

・身体の障がい状態 ・職業 等

● 告知受領権はマニュライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」)およびマニュライフ生命が指定した医師が有しています。

生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

● 傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引受けすることができます。

● マニュライフ生命の担当職員またはマニュライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。



### 告知義務違反によるご契約の解除・取消について

● 告知していただくことからは、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日からその日を含めて2年以内であれば、マニュライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

● ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

● 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかつたために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。

### 告知なしタイプ

● ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、被保険者の健康状態等の告知を求めません。

● 入院中(入院予定・一時退院中も含む)の被保険者のお申込みは取扱いできません。

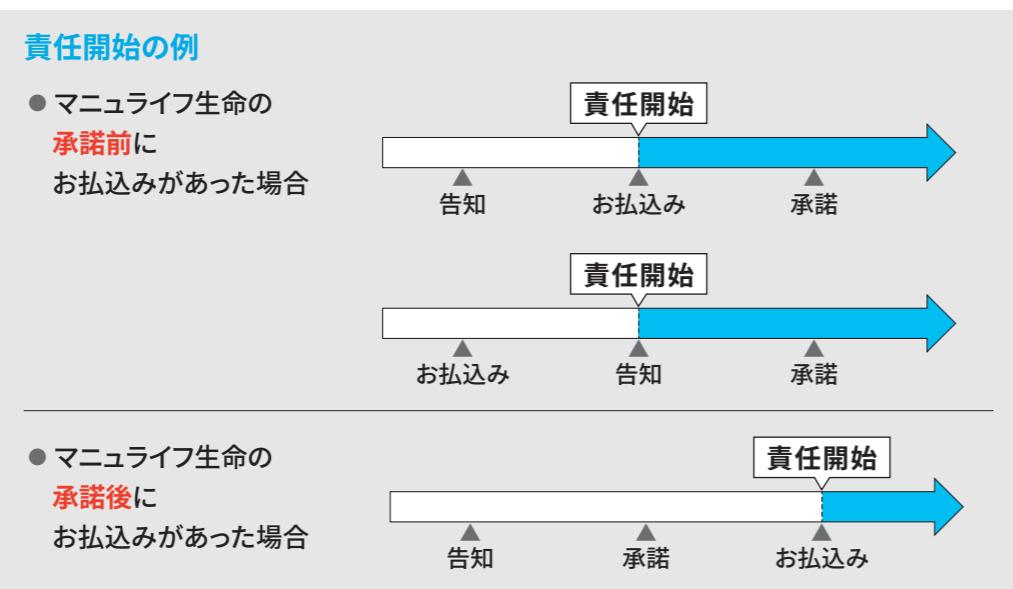
## 4

## 保障の開始(責任開始期)

- この保険では、責任開始期を契約日とします。

### 告知ありタイプ

- 保障の責任は、告知と一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から開始します。
- お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了した時(責任開始期)から、マニュライフ生命は契約上の責任を開始します。



- 特定疾病保障特則(24)を適用した場合のガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目(ガン責任開始日)からとなります。

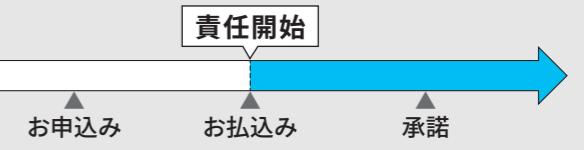


### 告知なしタイプ

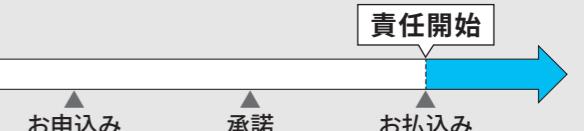
- 保障の責任は、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から開始します。
- お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時(責任開始期)から、マニュライフ生命は契約上の責任を開始します。

### 責任開始の例

- マニュライフ生命の承諾前に  
お払込みがあった場合



- マニュライフ生命の承諾後に  
お払込みがあった場合



- 生命保険募集人は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

## 5

## 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 保険金の免責事由に該当した場合
  - 例 ① 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺
    - ・受取人等の故意による支払事由該当等
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合(告知ありタイプのみ)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
  - 例 ② 保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき
    - ・契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があってご契約が取消となった場合
- 保険金の不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- ガン責任開始日の前日以前にガンと診断確定されていた場合、ガンに関する保険金はお支払いしません。

## 6

## 解約・基本保険金額の減額

参照 P.28「7.解約返戻金」をご覧ください。

## 7 新たなご契約へ乗り換える場合

**現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行った場合、不利益となる事項があります。**

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。
  - ・お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たなご契約については、次の場合に保険金が支払われないことがあります。
  - ・告知義務違反
  - ・責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺
  - ・責任開始期前の原因による発病等
- 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額されるご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。

## 8 保険料を契約通貨と異なる通貨で払込む場合等の ご留意事項

契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル

- 保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加し、保険料を契約通貨と異なる通貨でお払込みいただく場合、以下の点にご注意ください。
  - ・お払込みいただく保険料相当額を契約通貨建の保険料に換算する為替レートは、マニュライフ生命の定める為替レートです。
  - ・マニュライフ生命の定める為替レートは、営業日毎に変動し、換算基準日の為替レートが適用されます。マニュライフ生命へ着金する日(換算基準日)を金融機関にご確認のうえ、送金ください。
- 保険料(保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加した場合は、保険料相当額)を外貨でお払込みいただいた場合で、クーリング・オフされたときまたはご契約を引受けできなかったときは、お払込みいただいた金額をお払込みいただいた通貨でお返します。その場合、以下の点にご注意ください。
  - ・外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
  - ・お返した外貨を円に換算した場合、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

## 9 税務のお取扱い

### □ 契約時

お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。  
※一時払のため、お払込みいただいた年のみの適用となります。

### □ 解約・基本保険金額の減額時(差益がある場合)

所得税(一時所得) + 住民税

### □ 死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

### □ 特定疾病保険金・高度障害保険金等受取時(告知ありタイプのみ)

特定疾病保険金、高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者ご本人が受取った場合、非課税扱になります。

次のページへ続く →

## □ 契約通貨が外貨の場合の税務上のお取扱い

契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル

- 契約通貨が外貨の場合も、日本国内で契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いは、日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様にお取扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート <sup>*1</sup>
一時払保険料 <sup>*2</sup>	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

\*1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

\*2 「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお払みいただいた場合、一時払保険料は、そのお払みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払みいただいた

場合、一時払保険料はそのお払みいただいた金額が基準となります。

※ 死亡保険金等を外貨でお受取りの場合、円に換算した金額で課税されるため、税引後の外貨での受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

- 「円支払特約B型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日ににおけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受けた日 <sup>*</sup> の翌営業日
死亡保険金	

\*書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュライフ生命が受けた日

## ご参考 | 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象額 =

$$\{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料等)} - \text{特別控除}(50万円) \} \times 1/2$$



税務上の取扱いは、2024年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

参照 くわしくは、「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

## 10 信用リスクと生命保険契約者保護機構

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニュライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。

**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問合せください。

### 生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝・年末年始は除く）  
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

## 11 保険金のお支払いに関するお手続き等

### □ お支払いに関するお手続き等について

- お客様からのお請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり／約款」、マニュライフ生命ホームページに記載していますので、あわせてご確認ください。
- マニュライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニュライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、不明な点がある場合等にはご連絡ください。

### □ 保険金の代理請求について（告知ありタイプのみ）

- 被保険者が受取人となる保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

**参照** くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

## 12 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

### □ マニュライフ生命へのお問合せ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情については、下記までご連絡ください。

**マニュライフ生命コールセンター  
TEL.0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

### □ 指定紛争解決機関について

- この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。  
ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

※ なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## アフターサービス



### マニュライフ生命が提供するサービス

#### マイページ

[mypage.manulife.co.jp](http://mypage.manulife.co.jp)

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更など、各種手続き 等

ご登録はこちら



#### コールセンター

**0120-063-730**

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

### ティーベック(株)が提供するサービス

#### ■ メディカルほっとコール24

[対象:被保険者とそのご家族]

無料の付帯サービス  
＼ こころからだの健康サポート ／  
**メディカルリリーフ**  
プラス

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談（予約制）

#### ■ メディカルソムリエ

[対象:被保険者]

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客様の状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※ このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※ 各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。

くわしくは、マニュライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシをご覧ください。



## お客様の個人情報の お取扱い

マニュライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニュライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

## 「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニュライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項（氏名・住所・生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っています。

**参照** くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」、マニュライフ生命ホームページの「[個人情報保護方針](#)」、「[犯罪収益移転防止法](#)」にもとづく取引時確認等に関するお願いをご覧ください。